

福岡県財政改革プラン 2022

令和4年度～令和8年度



福岡県行財政改革推進本部

目 次

I 策定の趣旨	1
II 本県財政の状況	2
1 地方財政の現状と今後の見通し	
2 本県財政の現状と今後の見通し	
III 財政健全化への取組	9
1 改革の計画期間	
2 改革の方針	
3 改革措置の内容	
4 今後5年間の収支見通し	
5 地方創生の実現に向けた税財源の確保	

I 策定の趣旨

本県は、平成9年度以降、財政改革のための計画を策定し、財政健全化に取り組んできました。平成29年度～令和3年度の「福岡県財政改革プラン2017」においては、

- ① 計画期間中に基礎的財政収支(プライマリーバランス)を黒字化する。
- ② 必要な社会資本整備を着実に進める一方、通常債の発行額及び残高を毎年度確実に減少させる。その結果、令和3年度末の通常債残高を平成28年度末に比べ780億円程度圧縮する。
- ③ 計画期間中、予期しない税収減や災害発生による支出増などへの対応に必要な財政調整基金等三基金の残高を確保する。

という三つの目標を掲げ、改革を着実に実行してきました。

その結果、県の貯金である財政調整基金等三基金の令和3年度末残高は588億円と、プランの見込みである450億円を上回る額を確保できました。しかし、プライマリーバランスの黒字化及び通常債残高の圧縮については、プラン策定時に見込むことができなかった5年連続となる災害からの復旧・復興対策や国の防災・減災、国土強靱化への対応などやむを得ない要因により、多額の通常債を発行したため、達成することができませんでした。ただし、このようなやむを得ない要因を除いたところでは、目標を達成しています。

一方、令和3年度末の県債残高は、地方交付税の原資不足に伴い発行を余儀なくされている臨時財政対策債や、災害対策などのために発行した通常債が増加した結果、一般会計予算規模のほぼ2倍に当たる、3兆9千億円に達し、過去最大となっています。

また、高齢化の進行に伴う社会保障費や、県債償還のための公債費など義務的に支出する経費の増大が続くことから、本県財政を取り巻く環境は厳しさを増しています。

さらに、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症対策や県税の大幅減収による多額の財政調整基金等三基金の取崩しを経験するなど、経済の急変に対応するため、その残高を確保する重要性が増しています。

このような中、今後も社会経済情勢の変化に対応しながら、真に求められるサービスを県民に提供し続けるためには、事務事業の不断の見直しを行うとともに、成長産業の育成による税源の涵養を図るなど、歳入・歳出両面から財源の確保に取り組む必要があると見ています。

今回、本県の収支見通し、財政調整基金等三基金の残高、県債の残高について、今後5年間の見込みを明らかにしたうえで、歳入・歳出全般にわたる改革の方針や取組を具体的に定めた新たな財政改革プランを策定しました。

今後、このプランに沿って、着実に改革を実行し、計画期間中に、財政調整基金等三基金の取崩しに頼らない財政構造への転換を図り、「誰もが安心して、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県」を実現してまいります。

II 本県財政の状況

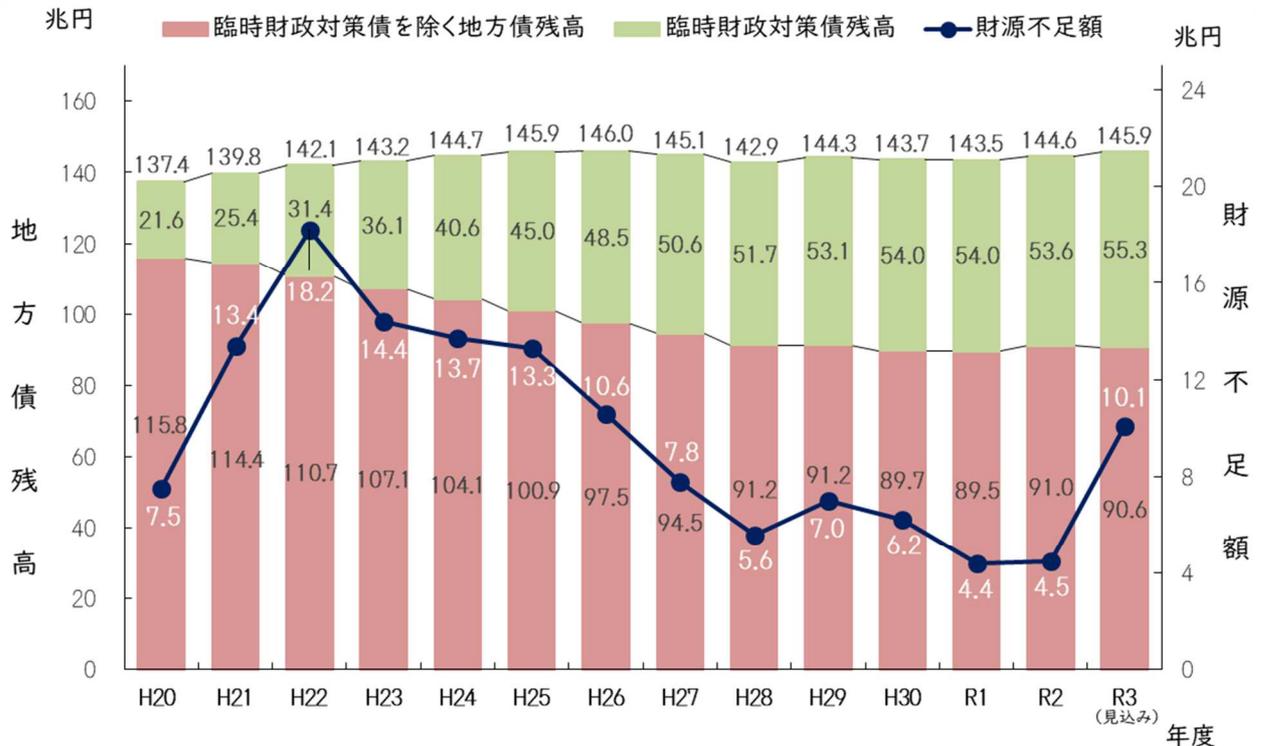
I 地方財政の現状と今後の見通し

(1) 地方財政の現状

我が国の地方財政全体の財源不足額は、リーマンショックによる景気後退、それに伴う
 税収の減少により拡大し、平成22年度に過去最大の18.2兆円となりました。その後、景
 気回復や国を上回る徹底した歳出改革努力により、財源不足額は縮小してきましたが、令
 和3年度に、新型コロナウイルス感染症の影響による地方税の減収が見込まれ、10.1兆
 円に拡大しました。令和4年度は2.6兆円と財政不足額の縮小が見込まれるものの、解消
 には至っていません。

この財源不足額を補填するため、長年にわたって、地方交付税の増額や臨時財政対策
 債の発行といった特例的な措置が実施されてきましたが、臨時財政対策債の増発など
 により、地方財政全体の地方債残高は、令和4年度一般財源総額63.9兆円の2倍を超える
 145兆円という極めて高い水準となっています。

【地方財政の状況】



(2) 今後の見通し

令和2年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、同年4月～6月の実質GDPは前期比で戦後最大となる約8%の下落となりました。このため、国は令和2年度において三次にわたる経済対策を実施し、一般会計で合計73兆円とかつてない規模の歳出予算を追加する事態となりました。

令和3年6月閣議決定の「経済財政運営と改革の基本方針2021」では、「感染症の状況も見極めながら、地方財政も含め財政構造を平時モードに戻していく必要がある」とされ、令和4年度～令和6年度の3年間について、「これまでと同様の歳出改革努力を継続する」としています。

地方は、引き続き財政健全化の取組が求められますが、高齢化の進行に伴う医療・介護などの社会保障費の増嵩や防災・減災対策に対応しながら、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを実施していくためには、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保することが必要です。

そのためには、偏在性の小さい地方税体系の構築とともに、法定率の引上げなどによる地方交付税の確保が必要です。また、巨額の地方債残高が財政運営を圧迫しないよう、臨時財政対策債の発行額を着実に減らしていかなければなりません。

これらの実現に向け、引き続き、必要な見直しを国に求めていきます。

2 本県財政の現状と今後の見通し

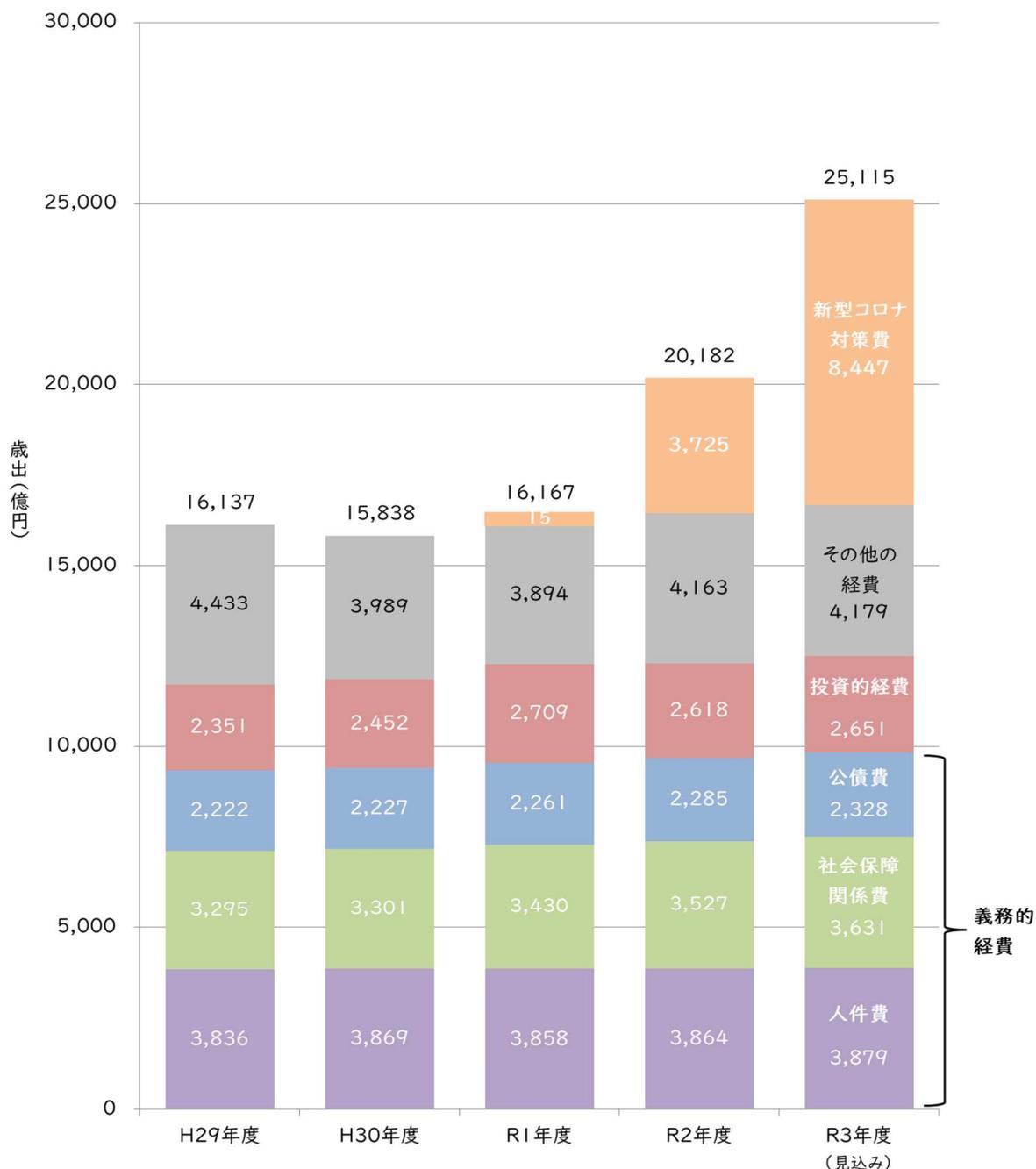
(1) 本県財政の現状

普通会計決算における本県の歳出規模は、令和元年度までは1兆6千億円程度で推移しましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策により大きく増加し、初めて2兆円を超えました。

このうち義務的経費は、社会保障関係費が令和元年10月の消費増税を財源とした社会保障の充実などにより増加し続けています。平成29年度からの5年連続となる災害からの復旧・復興対策などにより多額の通常債を発行したことに伴い、公債費も増加し続けています。

また、投資的経費についても、災害からの復旧・復興対策などにより大きく増加しています。

【歳出の推移（普通会計ベース）】



このような中、「福岡県財政改革プラン2017」に沿って、人件費の抑制、事務事業の見直し、社会保障費の増加の抑制、未利用県有地の売却等による財政収入の確保などの歳入・歳出両面にわたる改革に取り組んだ結果、プランの三つの目標のうち「計画期間中、予期しない税収減や災害発生による支出増などへの対応に必要な財政調整基金等三基金の残高を確保する。」については、令和3年度末基金残高が588億円と、プランの見込みである450億円を上回る額を確保できました。

令和2年度までは、累増する社会保障費や新型コロナウイルスの感染拡大に伴う税収減などにより、財政調整基金等三基金を取り崩しながらの苦しい財政運営を強いられましたが、令和3年度において、新型コロナウイルス感染症への対応として地方交付税が大幅に増額されたことや、税収が回復傾向となり見込みを上回ったことから、これまでのプランの改革措置による効果と相まって基金残高が増加しました。

【財政調整基金等三基金の取崩額と残高（財源調整分）の推移】

（単位：億円）

区 分	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度 (見込み)
三基金取崩額	▲ 23	▲ 50	▲ 65	▲ 62	+237
運用益、決算剰余金等	+18	+38	+21	+20	+36
年 度 末 残 高	413	401	357	315	588
改革措置を講じなかった 場 合 の 残 高	316	148	▲ 127	▲ 463	▲ 553

※年度末残高は、各年度の財源不足に対応するための取崩し、運用益や決算剰余金等の積立てを行った後の額。

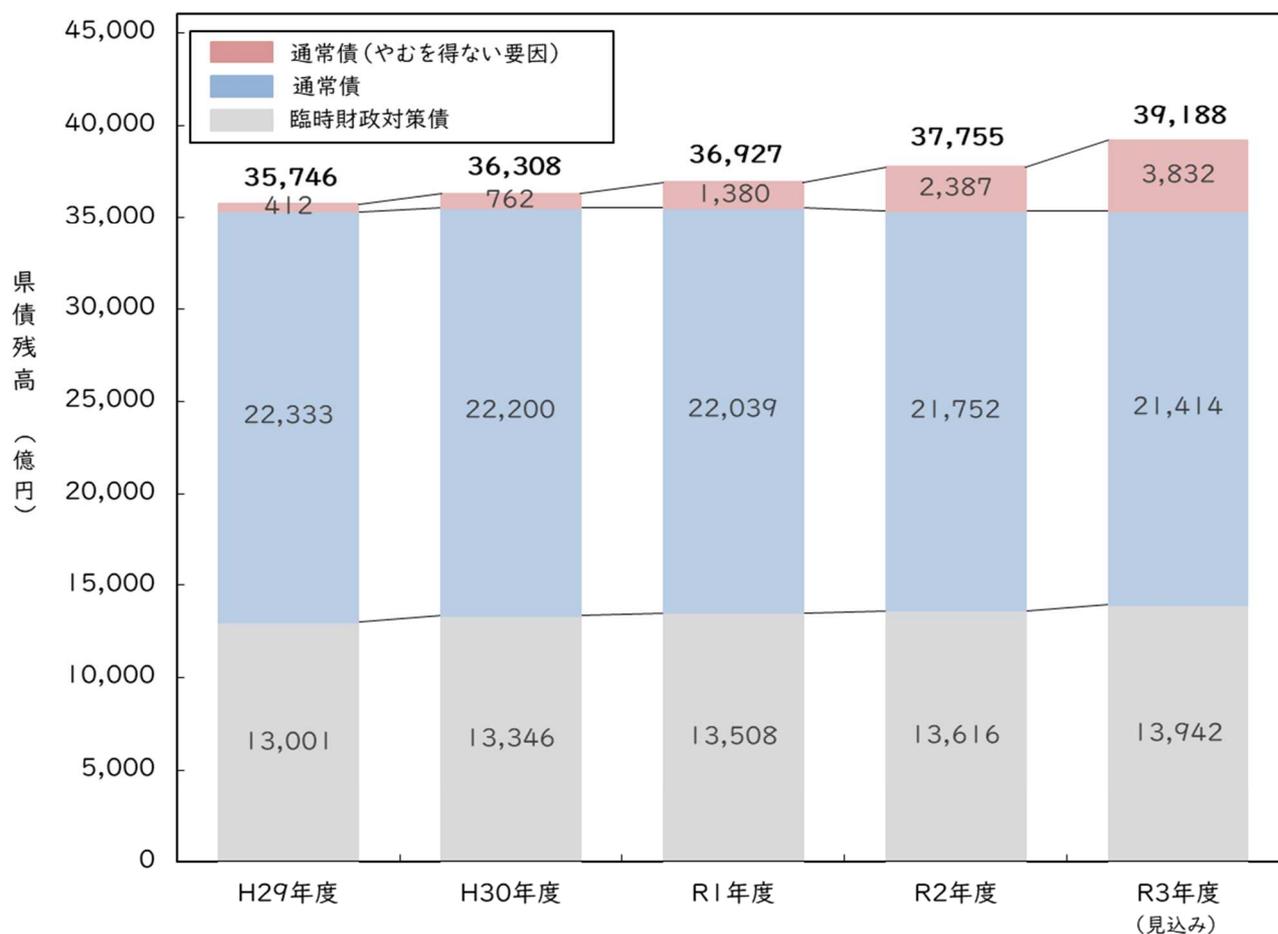
※取崩額の「+」は、基金への積立額。

※令和2年度までは決算額、令和3年度は見込額。

また、プラン策定時に見込むことができなかった5年連続の災害からの復旧・復興対策や国の防災・減災、国土強靱化への対応などのやむを得ない要因により、多額の通常債を発行したため、残り二つの目標「計画期間中に基礎的財政収支（プライマリーバランス）を黒字化する。」及び「必要な社会資本整備を着実に進める一方、通常債の発行額及び残高を毎年度確実に減少させる。その結果、令和3年度末の通常債残高を平成28年度末に比べ780億円程度圧縮する。」については、いずれも達成できませんでした。ただし、このようなやむを得ない要因を除いたところでは、目標を達成しています。

令和3年度末の県債残高は、国の財源不足に伴う地方交付税の振替財源である臨時財政対策債の増加もあり、一般会計予算規模のほぼ2倍に当たる3兆9千億円に達する見込みです。

【県債残高の推移（普通会計ベース）】



※令和2年度までは決算額、令和3年度は見込額

※やむを得ない要因： 災害復旧・復興対策、国の防災・減災、国土強靱化への対応、国の補正予算対応、減収補填債発行、コロナ感染症対策

(2) 今後の財政見通し

<令和4年度の収支見通し>

- 令和4年度の地方財政計画において、令和3年度の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う大幅減収からの回復により、地方税・地方譲与税が3.9兆円の大幅増となりました。これにより、財源不足が圧縮され、臨時財政対策債は3.7兆円の大幅減となりました。一方、地方交付税は原資となる国税収入の増加が見込まれ、0.6兆円の増となりました。その結果、地方一般財源の総額は0.7兆円の増となりました。
- これらの国の見込みを参考に、本県の令和4年度当初予算は、歳入については、前年度に比べ、県税等及び地方譲与税が1,037億円の増、地方交付税が108億円の増、臨時財政対策債が1,016億円の減となり、歳入総額は2兆1,482億円となります。
一方、歳出については、前年度に比べ、社会保障費が83億円の増、公債費が44億円の増、県税の大幅増に伴い市町村交付金等が223億円の増となった一方、災害関連経費の減に伴い投資的経費が77億円の減となり、歳出総額は2兆1,602億円となります。
- その結果、歳入から歳出を差し引いた財源不足額は120億円と見込まれます。

<令和5年度以降の収支見通し>

- 令和4年度当初予算の収支見込みをベースに、歳入は、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」(令和4年1月)の名目経済成長率などを参考として、歳出は、経費区分ごとに捕捉し得る財政需要を可能な限り反映し、本県の令和5年度～令和8年度の収支見通しを推計しました。
- 地方財政制度については、令和4年3月時点で計画期間中の制度改正が判明しているものを除き、現行の制度が維持されるものと仮定しています。
- その結果、令和5年度以降は財源不足額が増加し、厳しい財政状況となることが見込まれます。

今後5年間の収支見通しをみると、社会保障費とともに公債費が増加しています。義務的経費である社会保障費や公債費の増加は、財政構造の硬直化をもたらします。中長期的に持続可能な財政運営を目指すためには、歳入・歳出両面からの改革措置を続けていかなければなりません。

<今後5年間の収支見通し(改革措置前)>

(単位:億円)

		R3年度 当初予算	R4年度		R5年度		R6年度		R7年度		R8年度	
			前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
歳 入	県税等	8,378	9,081	703	9,216	135	9,399	183	9,557	158	9,670	113
	地方譲与税	619	953	334	967	14	985	18	1,001	16	1,013	12
	地方交付税	2,802	2,910	108	2,605	▲305	2,742	137	2,811	69	2,908	97
	国庫支出金	2,631	2,897	266	2,120	▲777	2,052	▲68	2,018	▲34	1,942	▲76
	県債	3,349	1,714	▲1,635	2,124	410	2,158	34	2,076	▲82	2,049	▲27
	その他	3,582	3,927	345	3,679	▲248	3,356	▲323	2,882	▲474	2,573	▲309
	計(A)	21,361	21,482	121	20,711	▲771	20,692	▲19	20,345	▲347	20,155	▲190
歳 出	人件費	3,890	3,865	▲25	3,752	▲113	3,912	160	3,782	▲130	3,882	100
	公債費	2,293	2,337	44	2,392	55	2,436	44	2,490	54	2,500	10
	社会保障費	3,568	3,651	83	3,725	74	3,811	86	3,905	94	4,004	99
	投資的経費	2,244	2,167	▲77	2,411	244	2,432	21	2,282	▲150	2,241	▲41
	行政施策費	5,617	5,610	▲7	4,577	▲1,033	4,196	▲381	3,894	▲302	3,529	▲365
	市町村交付金等	3,749	3,972	223	4,055	83	4,127	72	4,196	69	4,239	43
	計(B)	21,361	21,602	241	20,912	▲690	20,914	2	20,549	▲365	20,395	▲154
財源不足額(A)-(B)			▲120		▲201		▲222		▲204		▲240	
5年間の財源不足額計										▲987		

(歳入の推計方法)

- 県 税 等 内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」の名目経済成長率を参考に推計。
- 地 方 交 付 税 各年度の歳入・歳出を踏まえ、個別に推計。
- 国 庫 支 出 金 歳出見込額から推計。
- 県 債 歳出見込額から推計。
- そ の 他 貸付金等償還金、繰入金等の見込額から推計。

(歳出の推計方法)

- 人 件 費 令和4年度の職員数を基に退職・採用見込数等を反映し推計。
なお、令和5年度及び令和7年度については、定年延長に伴う退職手当の減を見込む。
- 公 債 費 元金償還額は、各年度の県債発行(見込)額から推計。
利子は、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」の名目長期金利を参考に推計。
- 社 会 保 障 費 過去の伸び率等を参考に推計。
- 投 資 的 経 費 補助・単独公共事業費は令和4年度と同水準として推計。
直轄事業、大規模施設等は、個別事業ごとに推計。
- 行 政 施 策 費 大きな変動が見込まれる事業以外は、令和4年度と同水準として推計。
- 市 町 村 交 付 金 等 県税の見込額等から推計。

(参 考)

内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」(令和4年1月14日 経済財政諮問会議提出)のベースラインケースを使用。

- 名目経済成長率 : 令和5年度1.5% 令和6年度2.0% 令和7年度1.7% 令和8年度1.2%
- 名目長期金利 : 令和5年度0.0% 令和6年度0.0% 令和7年度0.0% 令和8年度0.2%

Ⅲ 財政健全化への取組

1 改革の計画期間

令和4年3月に策定する「福岡県行政改革大綱」を踏まえ、改革の計画期間を令和4年度～令和8年度とします。

2 改革の方針

以下の2点を目標とし、計画期間中に、財政調整基金等三基金の取崩しをせずに実質収支(※)が黒字となる財政構造への転換を目指します。

[※ 実質収支 = 歳入 - 歳出 - 翌年度への繰越財源]

<改革目標>

① 必要な社会資本整備を着実に進める一方、やむを得ない要因を除いた令和8年度末の通常債残高を、令和3年度末よりも500億円程度圧縮させる。

※ やむを得ない要因： 災害復旧・復興対策、国の防災・減災、国土強靱化への対応、国の補正予算対応、減収補填債発行、コロナ感染症対策

② 経済の急変による収支減や災害発生時の緊急的な支出などに対応するため、令和8年度末の財政調整基金等三基金残高を、400億円～500億円確保する。

3 改革措置の内容

上記の方針に基づき、以下のとおり改革措置を講じます。具体的な改革措置の内容は、各年度の予算編成を通じて決定します。

なお、財政健全化の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて追加の改革措置を検討します。

(1) 事務事業の見直し

安定的な財政運営を行うため、デジタル化などの社会経済状況の変化やアウトソーシングの更なる活用を踏まえ、既存の事務事業について廃止・縮小・効率化など、不断の見直しを行います。

(2) 社会保障費の増加の抑制

福岡県医療費適正化計画に基づき、特定健診・特定保健指導の推進やジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進等による医療費の適正化を図ります。

また、適切な要介護認定やケアプランチェックの促進等による介護給付の適正化、被保護者の就労・自立支援や適切な医療扶助の給付による生活保護費の適正化を図ります。

(3) 建設事業の重点化

安全・安心で豊かな県民生活を実現し、活力ある地域社会を構築するとともに、防災・減災、県土強靱化を推進するため、道路、河川などの社会資本整備を着実に進めます。

また、公共施設等総合管理計画に基づき、県有施設・県立学校等の県有建築物や橋りょう、漁港、下水道などの公共インフラ施設について、中長期的な視点による更新・集約化・長寿命化等を進めるとともに、公共施設等の脱炭素化の取組を推進します。

一方で、プランの目標を達成するために、国直轄・補助事業から県単独事業までの公共事業全体の規模を勘案し、県単独公共事業費について、令和4年度～令和8年度において2%程度の抑制(※)を行います。

(※) 抑制の実施については、各年度の予算編成段階において、景気・雇用情勢及び公共事業全体の規模等を勘案した上で判断します。

(4) 効果的・効率的な組織体制の整備

強化を図るべき分野への職員の重点的な配置を進めながら、社会環境の変化等に応じた業務執行体制の見直しや業務の効率化、アウトソーシングの推進に取り組みます。

(5) 財政収入の確保

税込確保に向けた取組の充実、クラウドファンディング型ふるさと納税や企業版ふるさと納税の推進、PPP事業方式での県有地の定期借地方式による貸付といった民間活力による県有財産の有効活用等により、財政収入の確保を図ります。

<令和4年度から令和8年度までの改革効果額>

(1) 事務事業の見直し	約	870 億円
(2) 社会保障費の増加の抑制	約	73 億円
(3) 建設事業の重点化	約	17 億円
(4) 効果的・効率的な組織体制の整備	約	46 億円
(5) 財政収入の確保	約	244 億円
合 計	約	1,250 億円

<改革効果と財源不足への対応>

(単位:億円)

項 目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R4~8 5年間計
	改革措置前の財源不足額 (A)	▲ 120	▲ 201	▲ 222	▲ 204	▲ 240
事務事業の見直し	(64) 64	(55) 119	(55) 174	(55) 229	(55) 284	(284) 870
社会保障費の増加の抑制	15	16	14	14	14	73
建設事業の重点化	(1) 1	(1) 2	(1) 3	(1) 5	(1) 6	(6) 17
効果的・効率的な組織体制の整備	(2) 2	(5) 6	(2) 8	(5) 13	(3) 16	(16) 46
財政収入の確保	59	53	38	40	54	244
改革効果額 計 (B)	(141) 141	(130) 197	(110) 237	(115) 301	(127) 374	(623) 1,250
政策課題対応枠 (C)	(23) 23	(22) 45	(22) 67	(22) 89	(22) 111	(111) 335
改革措置後の財源不足額 (D) = (A) + (B) - (C)	▲ 2	▲ 49	▲ 52	+8	+23	▲ 72

※ 上段()書きは単年度効果額、下段は累積効果額。

※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない箇所がある。

9~10ページの改革措置(B)を講じることで、8ページの「今後5年間の収支見通し」で示した財源不足額987億円(A)の圧縮を図るとともに、政策課題に対応するための財源335億円(C)を確保します。

その結果、令和4年度~令和8年度の財源不足額は72億円(D)まで圧縮される見込みです。

なお、各年度の改革措置後の財源不足額は、財政調整基金等三基金の取崩し(※)で対応します。

(※)財源不足額が生じていない令和7年度、令和8年度は積立て

4 今後5年間の収支見通し

(1) 改革措置後の収支見通し

(単位:億円)

		R3年度 当初予算	R4年度		R5年度		R6年度		R7年度		R8年度	
			前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
歳 入	県税等	8,378	9,092	714	9,227	135	9,409	182	9,568	159	9,681	113
	地方譲与税	619	953	334	967	14	985	18	1,001	16	1,013	12
	地方交付税	2,802	2,910	108	2,605	▲305	2,742	137	2,811	69	2,908	97
	国庫支出金	2,631	2,890	259	2,113	▲777	2,045	▲68	2,011	▲34	1,935	▲76
	県債	3,349	1,708	▲1,641	2,114	406	2,143	29	2,056	▲87	2,025	▲31
	その他	3,582	3,974	392	3,721	▲253	3,384	▲337	2,911	▲473	2,614	▲297
	計(A)	21,361	21,527	166	20,747	▲780	20,708	▲39	20,358	▲350	20,176	▲182
歳 出	人件費	3,890	3,863	▲27	3,746	▲117	3,904	158	3,769	▲135	3,866	97
	公債費	2,293	2,337	44	2,392	55	2,436	44	2,490	54	2,499	9
	社会保障費	3,568	3,628	60	3,702	74	3,790	88	3,883	93	3,982	99
	投資的経費	2,244	2,159	▲85	2,398	239	2,413	15	2,257	▲156	2,210	▲47
	行政施策費	5,617	5,569	▲48	4,503	▲1,066	4,089	▲414	3,754	▲335	3,356	▲398
	市町村交付金等	3,749	3,973	224	4,055	82	4,128	73	4,197	69	4,240	43
	計(B)	21,361	21,529	168	20,796	▲733	20,760	▲36	20,350	▲410	20,153	▲197
財源不足額(A)-(B)			▲2		▲49		▲52		8		23	
5年間の財源不足額計										▲72		

上表は、8ページの「今後5年間の収支見通し(改革措置前)」に11ページの「改革効果と財源不足への対応」を反映させたものです。

この改革措置後の収支見通しに基づき、次ページにおいて、令和8年度までの県債残高や基金残高の推移を見込んでいますが、それらは目標年度までの各年度における目安となるものです。

(2) 県債残高の見込み(普通会計ベース)

(単位:億円)

年 度		3年度 (見込み)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	8年度-3年度
県 債	残高	39,188	38,192	38,147	38,080	37,870	37,613	▲ 1,575
	前年度比	1,433	▲ 996	▲ 45	▲ 67	▲ 210	▲ 257	
うち やむを得ない 要因を除く 通常債	残高	21,414	21,224	21,132	21,108	21,029	20,921	▲ 493
	前年度比	▲ 339	▲ 190	▲ 92	▲ 24	▲ 79	▲ 108	

※ 令和3年度は見込額、令和4年度は当初予算額、令和5年度以降は改革措置後の収支見通しを反映した見込額であり、令和8年度末において、やむを得ない要因を除いた通常債残高を、令和3年度末よりも500億円程度圧縮させることを目指します。

(3) 財政調整基金等三基金残高の見込み(財源調整分)

(単位:億円)

年 度	3年度 (見込み)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
残 高	588	586	537	485	493	516

※ 令和3年度は見込額、令和4年度は当初予算、令和5年度以降は改革措置後の収支見通しを反映した見込額であり、令和8年度末において、財政調整基金等三基金残高を、400億円~500億円確保することを目指します。

※ 各年度の財源不足に対応するための取崩し、運用益や決算剰余金等の積立てを行った後の額です。

5 地方創生の実現に向けた税財源の確保

地方創生の実現に向け、地方が地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主的・主体的な取組を進めていくには、地方への事務・権限の移譲などの地方分権改革を着実に推進するとともに、その基盤となる税財源の確保が非常に重要です。

このため、引き続き、国に対し、次の事項を要請していきます。

(1) 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

今後、地方が、高齢化の進行に伴う医療・介護などの社会保障費の増嵩や防災・減災対策に対応しながら、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを実施していけるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

また、臨時財政対策債に頼らず、安定的に地方交付税総額を確保するため、臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引き上げを含めた抜本的な改革等を行うこと。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、全国的な脅威となる新興感染症等に対しては、地方が迅速に対応できるよう、地方一般財源とは別に、国として迅速な財政措置を確実に行うこと。

(2) 地方税財源の充実強化

地方が担う役割と責任に見合った税源配分となるよう、まずは国と地方の税源配分を5対5とすることを目標として、歳出の比率(4対6)と租税収入の比率(6対4)の乖離を縮小し、地方の自主財源比率を高めていくこと。

併せて、社会経済情勢や企業の事業活動の変化に的確に対応した地方法人課税のあり方を検討するなど、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。